

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.5
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	後藤 薫徳
【住所又は本店所在地】	愛知県瀬戸市坊金町
【報告義務発生日】	令和2年5月29日
【提出日】	令和2年6月4日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	4
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	共同保有者の追加 株券等保有割合の1%以上の増加及び単体株券等保有割合の1%以上の減少

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	藤久株式会社
証券コード	9966
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所、名古屋証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	後藤 薫徳
住所又は本店所在地	愛知県瀬戸市坊金町
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	藤久株式会社
勤務先住所	愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	藤久株式会社 経営企画室 永安吉太郎
電話番号	052-774-1181

(2)【保有目的】

発行会社の代表取締役社長として、会社経営に深く関与しており、経営権の安定維持のため保有しております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）		845,600		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A		-	H
新株予約権付社債券（株）	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計（株・口）	O	845,600	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T			845,600
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U			

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年5月29日現在）	V	6,150,500
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		13.75
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		20.11

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者/1及び提出者/3(以下、本項において「提出者ら」といいます。)は、鈴蘭合同会社(後記のとおり、提出者らにとって共同保有者に該当します。)との間で、令和2年5月13日付で、株主間契約を締結しており、当該株主間契約において以下の合意をしております。

(1)鈴蘭合同会社及び提出者らは、令和2年5月29日から4年間、競売買市場における取引(立会外取引を除きます。)又は相続による場合を除き、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、以下の事項を行ってはならないこと。

累計して、発行者の総議決権数の20%に相当する数を超える発行者の株式等の譲渡等

累計して、一の相手方に対する発行者の総議決権数の10%に相当する数以上の発行者の株式等の譲渡等

(2)鈴蘭合同会社及び提出者らは、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、一定の者に対し、その保有する発行者の株式等を譲渡等してはならず、また、発行者の競業他社に対し、その保有する発行者の株式等を譲渡等する場合には、相手方当事者と事前に協議すること。

(3)鈴蘭合同会社又は提出者らが、自己の保有する発行者の株式等の全部又は一部を第三者に譲渡等しようとする場合(競売買市場における取引による場合を除きます。)には、相手方当事者が先買権を有すること。

(4)鈴蘭合同会社及び提出者らは、自己の保有する発行者の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、譲渡の詳細について、相手方当事者と誠実に協議すること。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	2,484,840
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成27年6月15日役員持株会引出しにより700株取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	2,484,840

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2 【提出者(大量保有者)/2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	後藤 雅代
住所又は本店所在地	愛知県瀬戸市坊金町
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	無職

勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	藤久株式会社 経営企画室 永安吉太郎
電話番号	052-774-1181

(2) 【保有目的】

発行会社の代表取締役社長の妻として、かつ、安定株主として保有しております。

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	20,800		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 20,800	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		20,800

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
--	---

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年5月29日現在)	V	6,150,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.34
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.49

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

3 【提出者(大量保有者)/3】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	GOTO株式会社
住所又は本店所在地	愛知県瀬戸市坊金町247番地の1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成28年4月5日
代表者氏名	後藤 薫徳
代表者役職	代表取締役
事業内容	資産の管理・運用

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	藤久株式会社 経営企画室 永安吉太郎
電話番号	052-774-1181

(2) 【保有目的】

発行会社の代表取締役社長の資産管理を目的に、かつ、安定株主として保有しております。

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	844,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 844,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T	844,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年5月29日現在）	V	6,150,500
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）		13.72
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）		20.07

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

出者/1及び提出者/3（以下、本項において「提出者ら」といいます。）は、鈴蘭合同会社（後記のとおり、提出者らにとって共同保有者に該当します。）との間で、令和2年5月13日付で、株主間契約を締結しており、当該株主間契約において以下の合意をしております。

(1)鈴蘭合同会社及び提出者らは、令和2年5月29日から4年間、競売買市場における取引（立会外取引を除きます。）又は相続による場合を除き、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、以下の事項を行ってはならないこと。
 累計して、発行者の総議決権数の20%に相当する数を超える発行者の株式等の譲渡等
 累計して、一の相手方に対する発行者の総議決権数の10%に相当する数以上の発行者の株式等の譲渡等

(2)鈴蘭合同会社及び提出者らは、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、一定の者に対し、その保有する発行者の株式等を譲渡等してはならず、また、発行者の競業他社に対し、その保有する発行者の株式等を譲渡等する場合には、相手方当事者と事前に協議すること。

(3)鈴蘭合同会社又は提出者らが、自己の保有する発行者の株式等の全部又は一部を第三者に譲渡等しようとする場合（競売買市場における取引による場合を除きます。）には、相手方当事者が先買権を有すること。

(4)鈴蘭合同会社及び提出者らは、自己の保有する発行者の株式等の全部又は一部を第三者に対して譲渡等しようとする場合には、譲渡の詳細について、相手方当事者と誠実に協議すること。

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	1,471,936
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	1,471,936

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

三井住友信託銀行（名古屋営業部）	銀行	橋本 勝	愛知県名古屋市中区栄3-15-33	2	1,471,936
------------------	----	------	-------------------	---	-----------

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者 / 1】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	鈴蘭合同会社
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門一丁目1番28号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和2年4月27日
代表者氏名	和田 芳幸
代表者役職	代表社員
事業内容	1. 各種糸類、織物、生地加工及び販売 2. 手芸用品、和洋裁縫用品の加工及び販売 3. 編物用毛糸、編物用合繊糸等編物用糸の加工及び販売 4. 衣料用繊維製品、各種毛皮・皮革製品、服飾雑貨の加工及び販売 5. ミシン、毛糸編機、手芸・裁縫・編物用機械器具の販売 6. 日用雑貨品、鞆、靴、履物、袋物、雨具類の販売 7. 有価証券の取得、投資、保有、運用及びこれらに関するコンサルティング業務 8. 株式公開、企業経営に関するコンサルティング業務 9. M&Aの仲介及び各種アドバイザー業務 10. 各種マーケティングリサーチ業務 11. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社キーストーン・パートナーズ マネージングディレクター 中立 洋一 アシスタント・ヴァイスプレジデント 岩岡 迪弘
電話番号	03-6206-1908

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,945,500		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,945,500	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,945,500
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年5月29日現在)	V	6,150,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		31.63
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) 後藤 薫徳
- (2) 後藤 雅代
- (3) GOTO株式会社
- (4) 鈴蘭合同会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	3,655,900		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 3,655,900	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,655,900
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年5月29日現在)	V	6,150,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		59.44
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		40.68

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
後藤 薫徳	845,600	13.75
後藤 雅代	20,800	0.34
GOTO株式会社	844,000	13.72
鈴蘭合同会社	1,945,500	31.63
合計	3,655,900	59.44